

令和 8 年第 6 回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和 8 年 6 月 2 5 日（木） 開 会：1 4 時 0 0 分 閉 会：1 4 時 4 8 分

2 会議の場所

周南市岐山通 1 丁目 1 番地 周南市役所 5 階 委員会室 3

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	小 川 亮
教 育 部 次 長	有 福 美 紀
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	神 杉 朋 史
人 権 教 育 課 長	山 本 孝 二
学 校 教 育 課 長	西 村 隆 一
学 校 給 食 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	有 間 博 司
新南陽総合出張所次長	中 村 仁 紀
熊毛総合出張所次長	坂 本 和 也

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	長 栄 真 理
教 育 政 策 課	田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第 8 号	学校医の解嘱及び委嘱について
3	報告第 9 号	周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
4	報告第 10 号	周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
5	議案第 8 号	周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について
6	議案第 9 号	周南市教育委員会事務局内部組織規則及び周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
7	議案第 10 号	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について・・・(人権教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

■ 教育長

ただ今から「令和８年第６回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

はじめに、日程第１「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田委員と岡寺委員をお願いいたします。

2	学校医の解嘱及び委嘱について
---	----------------

■ 教育長

それでは、日程第２、報告第８号「学校医の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
この件につきましては学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

議案書の１ページをお願いいたします。報告第８号「学校医の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第２項に基づくものでございます。

２ページをお願いします。学校医につきまして、３校の配置変更がございましたので解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は令和８年５月６日から令和９年３月３１日までとなります。以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 岡寺委員

名字が同じでお名前が違うのですが、親子ということでしょうか。

■ 学校教育課長

そのとおりです。お亡くなりになられたため、解嘱と委嘱を行うものです。

■ 教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第８号を承認いたします。

■ 教育長

続きまして、日程第3、報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

議案書の3ページをお願いいたします。報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」につきましてもご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

4ページをご覧ください。本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題を根絶し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換を行うこと、学校、家庭、地域への啓発活動を行うこと、その他いじめにかかる対策事業を行うこととしています。いじめ問題対策連絡協議会委員は、昨年度令和7年4月1日付で令和9年3月31日までの期間の委嘱を行いました。しかし、令和8年度の人事異動等により議案書4ページの2の委員を解嘱することになり欠員が生じたため、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条により、議案書4ページの3の委員を新たな委員として委嘱しました。任期につきましては、令和9年3月31日までとしています。それぞれの関係機関等の決定に時間を要したことから、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてもご質問がございましたらお願いいたします。

■ 片山委員

委員の委嘱に関することではありませんが、いじめ問題対策連絡協議会の開催については、年の開催回数が決まっているのでしょうか。それとも対象事案が発生した時に開催されているのでしょうか。

■ 学校教育課長

年に1回から2回の開催をしております。

■ 松田委員

任命については特に意見はありません。いじめ問題の実態を把握しながらいじめ問題対策連絡協議会を開催されているとの説明でしたが、いじめ問題の実態があれば教えてください。昨年のいじめ問題対策連絡協議会で話題になったこと、現在小中学校で懸念されている事案、小中学校で抱えている不安な案件などがあるのでしょうか。

■ 学校教育課長

昨年度のいじめ問題対策連絡協議会の中で、小中学校におけるいじめ問題の状況について報告しております。協議会では、各委員が所属されている関係機関の立場としてのご意見、学校長やPTAの立場としてのご意見をいただいたり、情報を提供していただいたりしております。

いじめに関する現状は、令和7年度に小学校ではいじめの認知件数が253件、中学校ではいじめの認知件数は128件となっております。令和3年度からの統計をみますと、最も多くなっており、少し増えてきているという傾向にあります。認知件数につきましては、児童生徒のちょっとしたトラブルもいじめととらえて対応することにしておりますので、件数が増えてきていますが、これは決して悪いことではないと考えております。各学校で教職員が子どもたちの様子をしっかり見ながら、重大ないじめ問題に発展しないように、アンテナを高くしている結果でもあると思っております。ただし、各学校で対応に苦慮されているケースもいくつか相談を受けております。最近では、いじめの防止法ができてから、特に被害者側が学校に要望を出すということが多くあります。それに対して学校側が、要望に対して苦慮している状況もあります。相談があったものについては、学校と連携して寄り添いながら、また対象者と面談を行いながら、いじめ問題の解決に向けて努力をしています。

■ 松田委員

今の説明で、認知件数が増えているのは実態把握が進んでいるということだと思います。学校での対応に苦慮されているケースについて、いじめ問題対策連絡協議会に関わっておられる児童相談所や警察のご支援をいただくことは、実際に行われているのでしょうか。

■ 学校教育課長

場合によっては、警察へ相談している案件もございます。警察からも相談をしてほしいというお話をいただいております。学校から相談を受けた場合に警察、児童相談所、関係機関と連携すべき事案である場合には、学校教育課が間に入りながらケース会議等を行っています。

■ 松田委員

回答をお聞きして安心いたしました。いじめ問題について協議する場があるのでしたら、警察、児童相談所、関係機関の方も一緒に有意義になるように活用していただきたいと思います。また、SNSや携帯を使った情報のやりとりについて、トラブルが多く起こっているという話も聞きます。適切な対応をされているとは思いますが、保護者や地域の方の間で噂となって広まることもあり、学校、教育委員会、関係機関の方々も含めて協議することにより、悲しい思いをする子どもたちが少なくなれば良いと思っています。

■ 教育長

他にはいかがでしょうか。

■ 岡寺委員

P T A 連合会の方も委嘱されていますが、P T A 連合会の中でもいじめに詳しい方が入っているのでしょうか。それとも役職で選ばれているのでしょうか。

■ 学校教育課長

P T A 連合会の中で役割分担をされ、いじめ問題対策連絡協議会の担当になった方が参加されています。

■ 岡寺委員

松田委員も言われていたとおり、どのように対応されているかが気になるのですが、い

じめ問題対策連絡協議会でまとめた事案が、学校現場の教職員まで伝わっているのでしょうか。例えば、いじめ対策に対して共有する機会を持たれているのでしょうか。

■ 学校教育課長

生徒指導主任が集まって協議をする場がございますので、その中で情報共有できるものはしております。校長会においても、校長に知っておいていただきたいものは、私から説明をしております。

■ 岡寺委員

件数が増えていますということでしたが、例えば小学生ですと6年間は同じ学校に通うことになりますが、継続しているものが多いのでしょうか。件数は、前年から引き続いているものも含まれますよね。新しく起こる事案はどのくらいでしょうか。また解決しているものもあるのでしょうか。

■ 学校教育課長

全てが解決というわけにはいきませんが、沈静化している状態でしばらく見守りが必要な事案という件数も多く含まれています。中には、双方が和解して解決したという件数も含まれているのですが、どちらかという継続的に見守っていくことの方が多いです。

■ 教育長

他にはいかがでしょうか。

■ 松田委員

先ほど学校教育課長から説明がありましたように、被害者側がいじめと自分でとらえた場合は認知件数に含まれているということです。様々な内容が含まれていると思います。日頃話している言葉づかいが少し変わって、いじめられたと訴える子どももいれば、原因が根深くて長期間解決が難しい場合もあると思いますので、この数字については詳細を把握して判断するしかないと思います。アンテナを高くしていただくのはありがたいことで、子ども本人がづらい思いをした時は、教職員もまわりも見守ってくれるという意識づけになると思います。岡寺委員が心配されたようなケースもあると思いますが、実態としてとらえるということの良いと思います。重大事案になるとすぐには解決するものではなく、何年も継続するということは様々な事例の報告をみてもわかります。全体的ないじめ問題対策と、個別事案に対するいじめ問題対応と、それぞれについていじめ問題対策連絡協議会で良い案を出していただくものだと思います。先ほどPTA関係の話もありましたが、このような実態を広く知っていただくことも、いじめ問題対策連絡協議会の役割だと感じています。世間でよく聞くような重大事案が市内の学校でも起こっていると認識していただくこと、また事案については重大なものからそうではない事案まで幅があることを知っていただくこと、学校での対応方法やそれを受けてのPTAでの対応方法を考えていただくこと、などもいじめ問題対策連絡協議会の役割です。最近では、PTAでも携帯電話の使用については研修もされているようで、画像流出などの案件などどうすれば良いか迷うことも多くあり、お知恵をお借りすれば良いと思っています。

■ 岡寺委員

一番手助けが必要なのはこのようないじめ問題だと思います。1人でも頑張ることができる

子どももいますが、そうではない子どもには手を差しのべてあげる必要があります。私はいじめ問題はなくならないと思っています。ずっと続いていますので、だからこそ取り組まなければならない、取り組みをバージョンアップしながら頑張っていたら、と思っています。

■ 吉本委員

いじめと認識される事案が多くあるということですが、どのような形でピックアップされているのでしょうか。タブレットを使用して本人から相談があるのか、先生に相談があったものを対象とするのか、全児童生徒にどのように発信しているのでしょうか。

■ 学校教育課長

明確に児童からいじめられたという訴えがあったケースもあれば、タブレットを通じてアンケートしたケース、紙の調査票であるケースなど学校により様々です。その中で、嫌な思いをしたり、嫌なことを言われたりしたことを把握した時に、聞き取りをして児童生徒がどのように思っているかを確認し、いじめられていると感じている場合にはいじめとして対応しています。また、外部や第三者から情報が入るケースもありますので、情報が入れば受け止めて、聞き取りをして、被害者側がいじめととらえているかどうかの確認をして、件数に含めております。

■ 教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第9号を承認いたします。

4	周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
---	--------------------------------

■ 教育長

続きまして、日程第4、議案第10号、「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

■ 学校給食課長

報告第10号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号によるものでございます。

6ページをお願いいたします。周南市立学校給食センター運営審議会は、「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、このたび、教職員の人事異動や、PTA役員の改選に伴い、「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、審議会委員の解嘱及び委嘱を行うものでございます。上段の表には、令和8年3月31日で解嘱する12名の委員の一覧を、また、下段の表には、令和8年4月1日付で新たに委嘱をする12名の委員の一覧でございます。なお、新たに委嘱された方の委嘱期間は、前任者の残期間となる令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 教育長

よろしいですか。

それでは、報告第 10 号を承認いたします。

5	周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について
---	---

■ 教育長

続きまして、日程第 5、議案第 8 号、「周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」を議題といたします。この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

■ 生涯学習課長

「周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」ご説明いたします。

議案書の 7 ページから 8 ページをご覧ください。提案理由は、教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 11 号によるものです。

この規則は、周南市大田原自然の家が移転し、令和 8 年 8 月に周南市中須自然の家として共用開始することに伴い、周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行日を定めるために制定するものでございます。施行期日は、共用開始に先立ち、施設の管理運営業務を行う必要性から、令和 8 年 7 月 1 日としています。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 8 号を決定いたします。

6	周南市教育委員会事務局内部組織規則及び周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
---	---

■ 教育長

続きまして、日程第 6、議案第 9 号、「周南市教育委員会事務局内部組織規則及び周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

議案書 9 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、「周南市教育委員会事務局内部組織規則及び周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。教育委員会規則の制定又は改廃に関することは、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 1 号により、教育委員会の権限とされておりますことからお諮りするものです。

議案書 10 ページをお願いいたします。第 1 条ですが、先ほど生涯学習課から説明がありましたとおり、周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を令和 8 年 7 月 1 日とすることに伴い、周南市教育委員会事務局内部組織規則の別表第 2 につきて、生涯学習課の事務分掌の改正を行うものです。また、第 2 条におきましても、同様に周南市教育委員会公印取扱規則の別表の改正を行うものです。本規則の施行は、令和 8 年 7 月 1 日からとなります。なお、11 ページ、12 ページに新旧対照表をお示ししております。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 9 号を決定いたします。

7	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

■ 教育長

続きまして、日程第 7、議案第 10 号、「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

議案書の 13 ページをご覧ください。議案第 10 号、「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 1 号に基づくものでございます。

本規則は、周南市小中学校児童生徒就学援助条例に関して必要な事項を定めております。改正内容の詳細については、22 ページ以降の新旧対照表により、ご説明いたします。

国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱において、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するため、新入学児童生徒の学用品費等が増額されました。これを受け、本市の就学援助においても、改正の趣旨にのっとり、国の交付単価に準じた支給単価の改正を行うものです。また、学習用端末の更新に伴い、オンライン学習通信費の支給対象範囲を改正します。従前は

小学1年生の端末が持ち帰りに対応していない機種でしたが、このたびの更新で持ち帰り可能な機種を導入することになるため、支給対象を小中学校全ての児童生徒に拡大するものです。次に、24ページから30ページをお願いいたします。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が作成する仕様書に記載された標準様式に合わせることが義務づけられました。これを受け、本市の就学援助に関する申請書類や認定書類の文言等を整理し、必要な改正を行うものです。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 吉本委員

新入学児童生徒学用品費等の支給額が改正されていますが、小学校と中学校入学時でそれぞれ上がり幅が違うと思うのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

■ 学校教育課長

中学生の制服がについて常に値段が高くなってきておりますので、中学生の方が上がり幅が大きいという理由の1つです。

■ 吉本委員

今までもそれは同じであったと思うのですが、制服だけが大きな理由でしょうか。

■ 学校教育課長

その他は物価高の影響もありますが、中学校に入りますと、副教材も、小学校1年生より中学校1年生の方が量的に多いということもあると考えられます。

■ 吉本委員

金額の幅について相違があるのは認識していましたが、小学校と中学校で差があることについて教えていただけますでしょうか。

■ 松田委員

根拠としては、国が定めたものを周南市も使用しているということですね。

■ 吉本委員

物価が上がってきているので、支給額が上がることは大賛成です。単純に小学校と中学校に差があるのはなぜなのか疑問に思いました。

■ 教育長

様々な費目がありまして、国が基本的な支給額を示しておりますので、それに基づいて市としても定めているとご理解いただければと思います。特に修学旅行も補助の対象になっていますが、中学校は上がるものの、小学校は上がらないなど国の示す金額が大きくかわるものもあり、一律というわけではありません。

■ 吉本委員

明細というか名目がわかりますでしょうか。

■ 教育長

就学援助の一覧の準備をしていただけたらと思います。

他にご質問はございますか。

■ 松田委員

別件ですが、オンライン学習の通信費につきまして、説明では1年生で持ち帰り可能なタブレットに変わったということで、1年生からの支給になり、全学年が対象になるということだと思いますが、タブレットの活用について、1年生や2年生の活用については高学年と同じようにはいかないという検討が導入時にはあったと記憶しています。通信費について補助が出るのは良いことだと思いますが、どのように活用しているかという実態をまた調べていただきたいと思っています。キーボードを使用しての入力のみではなく、画面上に直接入力する方法もありますので、1年生でも活用は可能だとは思いますが、様々な他の用途に使用されており、本来の学習での活用ができていないか危惧を持っています。子どもたちは自由に使いこなしており、低学年でもグーグルで検索して、感覚的に画面で処理を行っています。タブレットの使い方については、指針を持って行い、実態の把握も必要だと思います。平仮名を書くことができない低学年児童がいるとも聞きますし、AIを使用する時の尋ね方をよく考えています。どのような質問をすればどのように回答してくれるということを考えながら質問するようで、そのような思考は素晴らしいことですが、本来の学習のねらいとは異なるという思いもあります。

実態を見極めながら、活用については方針を示していくことが必要だと感じていますので、よろしくお願いします。

■ 教育長

また今後学校訪問等の機会もあると思いますので、その場で見ていただいて、学校教育課の方でも整理していただき何かの機会に説明をお願いいたします。

■ 教育長

その他はいかがでしょうか。

■ 片山委員

受給ですが、現物と現金どちらでしょうか。申請書にはどちらかチェックをするようになっているようですが、実際に制服を買った場合等に領収等の提示で確認はしているのでしょうか。

■ 学校教育課長

学校にまかせるというケースもあって、教材費を学校がそちらからお支払いするという場合もあります。実際にご家庭に振り込まれたものがどのように使われているかという把握は、難しいところです。

■ 教育長

その他はいかがでしょうか。

■ 岡寺委員

認定基準はどのようにされているのでしょうか。

■ 教育長

認定基準を説明できる職員はあまりいないと思います。

■ 岡寺委員

そうであればまた別の方法で聞いてみたいと思いますが、例えば今プッシュ型があると思うのですが、該当の方には自動的にお支払いする方法を導入する可能性はないのでしょうか。

■ 松田委員

プッシュ型というのもわかるのですが、申請される方の思いもあると思います。方法としては検討の余地があるのでしょうか、就学援助費の申請と受給の実態は詳しくはわかりませんが、活用を望まないという方もいると聞いています。

■ 岡寺委員

プッシュ型はいかがでしょうかという提案だったのですが、プッシュ型を利用していない理由があるのでしょうか。オンラインでも申し込むことができるか、つい最近Webで試してみたのですが、実態としてどのくらい使われているのでしょうか。

■ 学校教育課長

令和7年度は小学校の児童783人、中学校の生徒498人を認定しています。

援助率につきましては、小学校が13.13%、中学校が15.21%となっております。

■ 岡寺委員

オンラインは今年から開始されたのでしょうか。

■ 教育部長

オンラインは今年1月から開始したところです。

■ 岡寺委員

オンライン申請もできるとのことで、今の時代に対応していることは良いことだと思います。就学援助の申請の周知はどのようにされているのでしょうか。

■ 学校教育課長

学校を通じて行っています。

■ 松田委員

たしか全部文書で説明をされていたと記憶しています。

■ 教育長

就学時検診の時に配布する他に、年に4～5回は周知の機会を設けています。ただし、保護者の方もご自分の世帯が該当するかどうかの把握は難しいようで、学校教育課としては何かありましたら連絡してくださいというようにお伝えしております。申請していただいて、残念ながら対象外ですという結果はお伝えできます、というように周知しています。

■ 松田委員

就学援助、奨学金などまだまだ周知が必要だと思っています。

■ 教育長

その他はいかがでしょうか。

■ 岡寺委員

松田委員が言われた小学校1年生、2年生に対するタブレットの使用について私も大変危惧しております。消しゴムを使えない1年生というのをテレビで見たのですが、タブレットの使い過ぎかと感じる部分もあります。消しゴムで消せないのも、黒く塗りつぶしているようで、そのあたりを危惧しています。海外でも北欧などではデジタルを排除する動きがあると聞いたことがありますし、国が推進するから市もというような考え方が全て正しいとは言い切れないという思いがあります。

■ 松田委員

現場の教職員も、保護者も、私たちもそれで良いのか振り返って考えていく必要があると思っています。書く力がなくなっていたり、大画面で説明してそれで終わりになっており、画面を見ていない子どもがいたり、ただ刺激として流れているのみであったりという状況になっています。昨年度も授業の進め方で様々な意見が出たところだと思いますが、学びの部分について、タブレットの活用については様々な立場で意見を交わす必要があると思います。実態をみていく必要があると思いますし、教育が違う方向に向いているのではないかと、岡寺委員が言われるとおり危惧しております。大人になったら活用できるから良いというものではなく、そこに至るまでの技能や思考を高めていくことに、特に小学校低学年の間は目を向けてほしいです。そのようにして小学校低学年で培われた力が中学生になって生きてくると思います。今の中学生は小学生の時にタブレットを使っていなかった生徒たちなので、派手に使うことができていると思います。小学校低学年でタブレットを使い始めた児童たちが小学校高学年になって考える力は発想力がついていくのかということを注目していかないといけないと思います。ぜひ何か話題にしていただけたらと思います。

■ 教育長

少し前に、雑巾を絞ることができない子どもたち、マッチで火をつけることができない子どもたちの話題がありましたが、体験することが少なくなっている結果だと思っています。

また、いろいろとご意見をいただければと思います。

■ 教育長

他はよろしいでしょうか。

それでは、議案第10号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何か質問等がございますでしょうか。

■ 岡寺委員

教育委員会としてインターネットで発信している新しい情報があれば、紹介していただきたいです。

■ 教育長

何かありますか。

■ 松田委員

部活動の地域移行などがあったと思います。

■ 岡寺委員

私が最近見た時には、ボランティアマガジンがありました。ボランティアマガジンについては、ボランティアの定義が書いていないことが気になりました。ボランティアをなぜするかということは記載されておらず、ボランティアはこのようなした方がいいというやり方は記載されていました。中学校でも、内申書等でのポイントになるのでボランティアを行うのではないかという気がしており、何のためにボランティアがあるのかということがあまり話されていないと思います。気になりましたので、また何か情報があれば教えてください。

■ 教育長

他はよろしいですか。

■ 吉本委員

この場でお話して良いのかわからないのですが、今のような疑問点ですとか、提案を各委員がお話されると思うのですが、その回答をできれば次の定例会の時に、前回の振り返りという形でお答えをいただきたいと思っています。記憶が流れてしまって、議事録を見返した時に回答をいただいたかどうか疑問に思うこともあります。毎回ご回答いただき、それが蓄積されていけばよいと思っていますので、よろしくお願いします。

■ 教育長

他はよろしいですか。

それでは、これもちまして令和8年第6回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____